審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和２６年法律第４５号
手続名	社会福祉施設を設置しない第一種社会福祉事業の許可	根拠条項	第６７条第２項

審査基準

国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が、施設を設置しない第一種社会福祉事業を経営しようとする場合の許可は、社会福祉法第６７条第４項で、第６２条第４項各号に掲げる基準により審査することとされている。したがって、「社会福祉施設を設置する第一種社会福祉事業の許可」と同様の基準により審査する。

受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間　－日 標準経由期間　－日	目次No.	